

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（令和元年12月23日京都市条例第38号）（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行により子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の一部が改正され、子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴い、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく届出をした施設（以下「認可外保育施設」という。）に関し、次のとおり規定することとしました。

- 1 認可外保育施設のうち、法第8条に規定する子育てのための施設等利用給付を受ける保護者に係る法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設が満たすべき基準（以下「基準」という。）を定めます。
- 2 法及びこの条例による改正後の京都市子ども・子育て支援法施行条例により基準を満たすべきこととされていない認可外保育施設のうち法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設は、基準を満たすよう努めなければならないこととします。
- 3 市長は、認可外保育施設に係る基準への適合の状況を公表することができることとします。

この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、同日から令和3年3月31日までの間は、基準についての規定（上記1）は適用しません。

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第38号

京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

第1条 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

「		「
目次中	第4章 雑則（第17条）	第3章の2 認可外保育施設（第16
	第5章 罰則（第18条）	を 第4章 雑則（第17条・第18条）
		第5章 罰則（第19条）
	」	」

条の2)

に改める。

第1条中「子ども・子育て支援法施行規則」の右に「（以下「規則」という。）」を加える。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「用語は」の右に「、次項に定めるもののほか」を加え、同条に次の1項を加える。

2 この条例において「認可外保育施設」とは、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく届出をした施設をいう。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 認可外保育施設
(努力義務)

第16条の2 法第30条の1第1項の規定による確認を受けた認可外保育施設の設置者は、当該認可外保育施設が規則第1条に定める基準を満たすよう努めなければならない。

第18条を第19条とし、第4章中第17条を第18条とし、同章中同条の前に次の1条を加える。

(認可外保育施設に係る基準への適合状況の公表)

第17条 市長は、法第30条の11第1項の規定による確認を受けた認可外保育施設について、規則第1条に定める基準への適合の状況を公表することができる。

第2条 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

目次中「第16条の2」を「第16条の2・第16条の3」に改める。

第16条の2中「基準」の右に「（前条の規定により満たすべきこととされているものを除く。）」を加え、第3章の2中同条を第16条の3とし、同章中同条の前に次の1条を加える。

（基準）

第16条の2 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項前段の規定に基づき条例で定める基準は、規則第1条に定める基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する認可外保育施設が満たすべき基準は、規則第1条に定める基準のうち構造等に関する基準として別に定めるものを除くものとする。

(1) 特定開所日（午後7時から翌日午前2時までの間において連続して4時間以上開所する日をいう。以下同じ。）が1週につき1日以上あることを内容とする確認申請（法第30条の11第1項に規定する確認を受けるための申請をいう。以下同じ。）を令和2年2月28日までに行っていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 確認申請（令和2年2月28日までに行ったものに限る。）を行った日以後継続して1週につき1日以上特定開所日があること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）